

本資料に掲載する情報について様々な注意を払って掲載しておりますが、内容の正確性、有用性、安全性、その他いかなる保証を行うものでもありません。つきましては、本資料の情報を参考に取られた行動の結果生じた損害等であっても当社は一切責任を負いませんので、あくまでご自身の責任においてご利用ください。
また、ご使用の際には、内容等について必ず各自治体にご確認のうえご利用ください。

○騒音規制基準(工場および事業所騒音)(敷地境界線基準)

(単位:デシベル)

山梨県				
時間・区域の区分		昼間 (8:00~19:00)	朝(6:00~8:00) 夕(19:00~22:00)	夜間 (22:00~翌日6:00)
第1種区域	-	50	45	40
第2種区域	-	55	50	45
第3種区域	-	65	60	50
第4種区域	-	70	65	60
対象地域	富士吉田市、塩山市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、勝沼町、大和村、中道町、豊富村、上九一色村、三珠町、市川大門町、六郷町、増穂町、鵜沢町、早川町、身延町、南部町、玉穂町、昭和町、田富町、小淵沢町、道志村、西柱町、忍野村、山中湖村、鳴沢村及び富士河口湖町の一部。但し甲府市については知事が別に指定する。			
備考	・第2種区域、第3種区域又は第4種区域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所であつて患者の収容施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準はこの表の値から5デシベル減じた値とする。			
条例・規則等	山梨県公害防止条例施行規則 騒音規制法に基づく地域区分、規制基準に関する条例類 騒音・振動・悪臭規制マニュアル、騒音・振動・悪臭対策			
更新月	2005年9月			
長野県				
時間・区域の区分		昼間 (8:00~18:00)	朝(6:00~8:00) 夕(18:00~21:00)	夜間 (21:00~翌日6:00)
第1種区域	-	50	45	45
第2種区域	-	60	50	50
第3種区域	-	65	65	55
第4種区域	-	70	70	65
対象地域	市町村ごとに地域および区域が定められている。詳細は確認のこと。			
備考	・第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準値は、それぞれの基準値から5デシベルを減じた値。			
条例・規則等	騒音規制法に基づく地域区分、規制基準に関する条例類 騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法等の概要			
更新月	2005年9月			

岐阜県				
時間・区域の区分		昼間 (8:00~19:00)	朝(6:00~8:00) 夕(19:00~23:00)	夜間 (23:00~翌日6:00)
第1種区域	-	50	45	40
第2種区域	-	60	50	45
第3種区域	-	65	60	50
第4種区域	-	70	65	60
対象地域	市町村ごとに地域および区域が定められている。詳細は確認のこと。			
備考	第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域は、次に掲げる区域として知事が指定する区域とする。 (1)第一種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域 (2)第二種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 (3)第三種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住居の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域 (4)第四種区域 主として工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域			
条例・規則等	岐阜県公害防止条例施行規則 騒音規制法に基づく地域区分、規制基準に関する条例類			
更新月	2005年9月			
静岡県(静岡市も同じ)				
時間・区域の区分		昼間 (8:00~18:00)	朝(6:00~8:00) 夕(18:00~22:00)	夜間 (22:00~翌日6:00)
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び知事がこれに準ずる地域と認めて指定する地域	50	45	40
第2種区域	第1種区域、第3種区域及び第4種区域以外の区域	55	50	45
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに知事がこれらに準ずる地域と認めて指定する地域並びに工業港区以外の分区(用途地域内の区域を除く。)	65	60	55
第4種区域	工業地域及び工業専用地域並びに知事がこれらに準ずる地域と認めて指定する地域並びに工業港区(用途地域内の区域を除く。)	70	65	60
対象地域	市町村ごとに地域および区域が定められている。詳細は確認のこと。			
備考	(1)第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する病院等、学校、保育所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。 (2)第1種区域と第3種区域又は第2種区域と第4種区域がその境界線を接している場合における当該境界線から当該第3種区域及び第4種区域内へ30メートル以内の区域における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。			
条例・規則等	静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則 騒音規制法に基づく地域区分、規制基準に関する条例類			
更新月	2005年9月			

愛知県			
時間・区域の区分	昼間 (8:00~19:00)	朝(6:00~8:00) 夕(19:00~22:00)	夜間 (22:00~翌日6:00)
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域	45	40	40
第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	50	45	40
近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	65	60	50
工業地域	70	65	60
工業専用地域	75	75	70
その他の地域	60	55	50
対象地域	<ul style="list-style-type: none"> ・法規制:市町村ごとに地域および区域が定められている。詳細は確認のこと。 ・条例:法規制対象外の地域 		
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・県条例で工業専用地域を新設。 ・近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域・その他の地域内、振動関係では、工業地域・工業専用地域内の学校、保育所、病院・診療所(患者の入院施設を有するもの)、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲50mの範囲内の基準は上の表の値から5デシベルを減じた値とする。 ・第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の境界線から工業地域又は工業専用地域内へ50mの範囲内の基準は上の表の値から5デシベルを減じた値とする。 		
条例・規則等	県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則 騒音規制法に基づく地域区分、規制基準に関する条例類		
更新月	2005年9月		
三重県			
時間・区域の区分	朝(6:00~8:00) 夕(19:00~22:00)	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (22:00~翌日6:00)
第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域	45	50	40
第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	50	55	45
近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	60	65	55
工業地域	65	70	60
その他の地域(工業専用地域を除く。)	55	65	45
対象地域	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、上野市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、久居市、多度町、長島町、木曾岬町、員弁町、東員町、菰野町、楠町、朝日町、川越町、関町、河芸町、芸濃町、香良洲町、御園村(工業専用地域を除く)		
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びその他の地域(工業専用地域を除く。)については、当該地域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲50mの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。 ・特定施設の横だしあり 		
条例・規則等	三重県生活環境の保全に関する条例 騒音規制法に基づく地域区分、規制基準に関する条例類 工場・事業場に対する騒音・振動規制の手引き		
更新月	2005年9月		

名古屋市			
時間・区域の区分	昼間 (8:00~19:00)	朝(6:00~8:00) 夕(19:00~22:00)	夜間 (22:00~翌日6:00)
第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域	45	40	40
第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	50	45	40
近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	65	60	50
工業地域	70	65	60
工業専用地域	75	75	70
その他の地域	60	55	50
対象地域	名古屋市全域		
備考	<p>・近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域又はその他の地域の区域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における基準は、それぞれの値から5デシベルを減じた値とする。</p> <p>・第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の当該接する境界線から当該工業地域又は工業専用地域内へ50メートルの範囲内における基準は、1の項の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする(前項の規定の適用を受ける区域を除く。)</p>		
条例・規則等	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行規則 騒音・振動関係の届出及び規制の手引き(工場・事業場編)		
更新月	2005年9月		